

## 議員提出議案一覧表（意見書）

### 議員提出議案第3号

#### 恒久的に安定した小・中学校の学校給食費の無償化の取組を求める意見書（可決）

令和6年2月20日、宮下宗一郎青森県知事は、令和6年度当初予算についての知事記者会見において、こども・子育て「青森モデル」の推進の一環で、小・中学校の給食費の無償化を優先した子育て費用無償化の取組として、市町村交付金を創設するとし、また、この取組を継続し、県として、恒久的に全額無償化していく旨の発言があった。

この取組内容は、地元新聞の報道等によると令和5年度の全市町村の学校給食費平均単価を基に、無償化を実施していない市町村には無償化に必要な経費を全額補助することとし、既に無償化を実施済みである市町村については、給食費無償化への補助はせず、別に市町村が独自に行う新たな子育て支援事業の8割を県が補助するとしている。

本市においては、令和4年10月から、小・中学校の給食費を無償化しているが、その実施に当たっては、公債費の削減や裁量的事業等の5%のマイナスシーリングの実施等により、一部の既存事業の見直しや廃止を行ったもので、他の給食費の完全無償化を既に実施済みの16市町村においても同様の状況であると推測される。

青森県によると都道府県単位で給食費の一律無償化に取り組むのは全国初とのことであり、こども・子育て「青森モデル」の推進には効果的な事業であると認識している。小・中学校の学校給食費の無償化については、無償化の実施・未実施にかかわらず、全市町村を対象とし、県内市町村の子育て事業への取組の足並みをそろえることが肝要である。

よって、下記の事項について実施するよう強く求める。

#### 記

- 1 学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金のうち、学校給食費の無償化事業については、全市町村を対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

---

### 議員提出議案第4号

#### 企業・団体献金の全面禁止等に関する意見書（否決）

政治資金規正法では、1回の政治資金パーティーにつき、合計20万円を超えるパーティー券を購入した者の氏名等を政治資金収支報告書に記載することが義務づけられている。しかし、令和6年2月13日に自由民主党が公表した所属国会議員に対するアンケートでは、現職議員374人と選挙区支部長10人、合わせて384人のうち、政治資金収支報告書への不記載があったのは85人で、合計で約5.8億円に上ることが明らかとなった。

また、同法では、パーティーを「対価を徴収して行われる催物」と規定しているが、2022年分の政治資金収支報告書では自由民主党6派閥の収入総額の8割弱をパーティー収入が占めており、中には、会費2万円で、コロナ対策のため、飲食を提供せず、約3000人の入場制限を設けながら、1万枚以上のパーティー券を売り、約2億円の収入を得た政治資金パーティーもあったことが報道されており、それ

らの使途も含めて、全容を明らかにすることが強く求められている。

パーティー券の購入の多くは企業や業界団体となっているが、営利を目的とした企業等がパーティー券の購入を行うのは、政策的な見返りを求めるためである。これまで、1976年のロッキード事件、1988年のリクルート事件、1992年の東京佐川急便事件などを踏まえて、政治家個人に対する企業・団体献金は禁止されたが、政党と政治資金団体への企業・団体献金、企業・団体などによるパーティー券の購入という抜け道は残されてきた。

政治と金の問題は国民主権・民主主義に関わる重大な問題であり、これまでも繰り返されてきた問題を踏まえれば、企業・団体献金の抜け道となっている穴を塞ぐことが重要である。

よって、下記の事項について実施するよう強く求める。

#### 記

- 1 企業・団体献金を全面的に禁止すること。
- 2 政治資金パーティーの収入を政治資金規正法上の寄附とみなし、個人が購入する政治資金パーティー券の公開対象は現行の20万円超から5万円超とすること。
- 3 政治資金規正法違反の罰則を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

---

#### 議員提出議案第5号

##### 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書（否決）

2020年1月から始まった新型コロナウイルス感染拡大に加え、長引く物価高騰によって、住民の暮らしは深刻さを増している。とりわけ、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約社員など、非正規労働者やフリーランス等、弱い立場の労働者への影響は深刻である。また、物価・原材料の高騰が中小企業・小規模事業者に打撃を与え、経営維持を困難にさせ、地域経済の危機を進行させている。この難局を乗り越えるにはGDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があり、中でも重視されるべきは、日本の全労働者の約7割を占める中小企業の労働者の賃上げである。

2023年の地域別最低賃金の改定では、最も高い東京都は時給1113円だが、青森県は時給893円で全国最下位に近い所に位置している。毎日8時間、週40時間働いても月15万6000円余り、年収総額では187万2000円余りである。これから税、社会保険料等を差し引かれると可処分所得は150万円前後に落ち込む。これでは、最低賃金法第9条3項の労働者の健康で文化的な生活を確保することもできず、地域別であるがゆえに、例えば、全国チェーンのコンビニなどにおいて、青森県と東京都では、同じ仕事をしても、時給で220円もの格差がある。この地域間格差は2005年から10年で2倍になり、その後も格差は微小ながら広がっている。

全国労働組合総連合と地域組織が行った最低生計費試算調査・総括表によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費は全国どこでも月24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1600円となり、全国で1500円以上必要との結果が出されている。ちなみに、青森県の場合は時給1441円と試算されている。また、全国一律1500円の経済効果として、全国で月2万3632円の賃上げ、約106万人の雇用創出、GDPは1.9%、10.5兆円増、税収2兆円以上増加という数字が示された。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、多くの国では、政府として、社会保険料の事業主負担分の補助や直接賃金への支援など、具体的な中小企業支援策を確

実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくるのが最も重要と考える。

以上を踏まえ、下記の事項について早急の実施することを強く求める。

記

- 1 国は、労働基準法や最低賃金法の精神を具体化するため、最低賃金を引き上げても、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充すること。
- 2 国は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に法改正すること。
- 3 労働者の生活を支えるため、最低賃金 1500 円以上を目指すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 25 日

---

## 議員提出議案第 6 号

### 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の 一層の推進を求める意見書（可決）

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000 年に制定された。我が国では、本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に 20 年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献し得るものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を生かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用したエネルギー自給率の向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決とともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

以上の観点から、政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進のために、下記の事項についての特段の取組を求める。

記

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・

消費者の意識変革や行動変容を促す携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

---

### 議員提出議案第7号

#### 若者のオーバードーズ（薬の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（可決）

近年、処方箋がなくても、薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用・依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）による救急搬送が2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は約60人に1人と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待して、より過剰な摂取を繰り返すことで肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は、違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、乱用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって、政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、下記の事項についての特段の取組を求める。

#### 記

- 1 現在、乱用等のおそれがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が高校生・中学生等の子どもである場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
- 2 若者への薬の販売において、その含有成分に応じて、販売する容量を適切に制限すると同時に、対面もしくはオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて、適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 乱用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

---

### 議員提出議案第8号

#### 国内全ての原発の廃止を求める意見書（否決）

2024年1月1日の能登半島地震により、志賀原発で数々のトラブルが発生した。

当初、北陸電力は、有意な事故は見られなかったと説明していた。しかし、その後、津波が複数回到達したと訂正し、また、変圧器が破損し、油漏れが発生し、当初、その量は2号機で約3500リットルと発表したが、実際の漏出量は5倍超の約1万9800リットルに訂正した。さらに、油は全て建物内の堰の内側にとどまっているとの説明から、一部が海に漏れ出ていたことや約6リットルも敷地外に漏れたと訂正した。さらに、志賀原発周辺の116か所のモニタリングポストのうち、原発から15キロメートル以上離れた18か所のデータが、一時、確認できなくなった。

また、甚大なる建物被害により、屋内退避が不可能となると同時に、広い範囲で道路が寸断され、避難ができない状況が発生したことで、原発に伴う避難計画自体が全く機能しないことが明らかとなった。

もし、志賀原発が稼働していたのなら、福島第一原発事故以上の大惨事につながっていたと考えられる。なお、13年経過しても、いまだに福島第一原発事故のトラブルは相次いで発生し続けている。燃料デブリの取り出し計画は再度延期され、その見通しも不透明となっている。

現在、国内の原発は12基が稼働中だが、いずれも地震が発生すれば大事故を起こすおそれがある。よって、下記の事項について実施するよう強く求める。

#### 記

- 1 福島第一原発事故及び志賀原発事故に見られるように、その甚大な危険性は明らかであり、国内全ての原発を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

---

### 議員提出議案第9号

#### 訪問介護報酬引下げの撤回等を求める意見書（可決）

社会保障審議会で、2024年度からの訪問介護報酬の改正において、地域包括ケアシステムの要ともいえる訪問介護の基本報酬の身体介護、生活援助、通院等乗降介助とも全てが引き下げられる内容が出された。その審議会での引下げの根拠は2023年度の介護事業経営実態調査結果で訪問介護が7.7%の大幅な黒字だからということである。

しかし、全国の実態は明らかに異なる。人件費比率が72%の訪問介護で月収も基本報酬も引き下げれば、ホームヘルパーの人手不足に拍車をかけ、単独小規模事業所の経営は悪化し、閉鎖・倒産が相次ぐことになる。東京商工リサーチの調査によると、2023年の老人福祉・介護事業の倒産は過去2番目の122件で、うち訪問介護事業者の倒産は、従事員の高齢化や人件費・物価の高騰などにより、過去最多を大幅に上回る67件に達している。また、倒産に至らないものの、市場から退出となる休廃業・解散は小規模事業者を中心に510件に上っている。仮に処遇改善加算で職員の賃金を上げることができたとしても、物価高騰の中で経常費などを維持できないことになる。

在宅介護の命綱である地域に根差した単独型の訪問介護が減っていけば、一人暮らしや老老世帯は、たちまち介護難民になる。家族介護に頼らざるを得ず、介護離職は激増する。可能な限り最後まで住み慣れた地域でとうたった国が進める地域包括ケアシステムは、ますます有名無実になってしまう。

よって、下記の事項について実施するよう強く求める。

記

1 訪問介護の基本報酬の引下げを撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

---

議員提出議案第10号

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書（可決）

2024年1月1日、能登半島において、最大震度7の地震が発生した。多くの人的被害をもたらしたほか、住宅や建物の倒壊や津波等の甚大な被害が起きている。

現行の被災者生活再建支援制度は、被災者の生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的として、自然災害の被災者が最大で300万円の被災者生活再建支援金を受給できる制度である。

2007年に行われた法改正時には、衆参両院の災害対策特別委員会において、支援限度額、国の補助割合を含め、制度の見直しなどの総合的な検討を加える旨の附帯決議がなされているが、2004年の法改正以降、約20年間、金額は据え置かれたままである。

昨今の物価の上昇や人件費の値上がり等を踏まえれば、支援金制度の拡充は必要不可欠である。基礎支援金及び加算支援金の倍増や対象の見直し、国庫補助率の引上げによる被災自治体の負担軽減を盛り込んだ被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案が、現在、国会に提出されているが、一刻も早く成立させるべきである。また、政府は、その際、地方自治体の財政負担が重くならないように、例えば、地方交付税で地方負担分を補填するなど、配慮が必要である。

よって、国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充及び支給を速やかに行うよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

---